

第2期新庄市子ども・子育て支援

事業計画

《中間改訂版》

(案)



子どもは未来の宝もの

みんなで育てよう いのち輝く新庄っ子

令和5年 月

新庄市

第1部 総論

第1章 計画策定の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2

第2章 新庄市の子育てを取り巻く現状と課題

1	人口・世帯数の推移	3
2	出生の動向	8
3	就労の状況	9
4	子育て支援の現状	11
5	ニーズ調査結果から見る現状	23
6	子ども・子育て支援事業計画の検証	33
7	新庄市の取り組むべき課題	39

第3章 計画の理念と目標

1	基本理念	41
2	基本的視点	41
3	基本目標と施策目標	42
4	施策の体系	44

第2部 各論

第1章 教育・保育提供区域の設定

第2章 教育・保育の量（利用者数）の見込みと提供体制の確保等

1	教育・保育の量（利用者数）の見込み	46
2	教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	47
3	教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進	48
4	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	48

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量（利用者数）の見込みと提供体制の確保

		49
--	--	----

※見直し箇所

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

- (1) 安心して産み育てられる環境の整備 57
- (2) 母子保健の推進 57
- (3) 育児支援の充実(手当・医療費助成等) 58

基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

- (1) 教育・保育の安定的な提供と質的向上 59
- (2) 多様な保育事業の推進 59
- (3) 小学校教育との円滑な接続・連携の推進 60

基本目標3 子育て家庭への支援体制の整備

- (1) 子育て支援体制の充実 61
- (2) 放課後の居場所づくり 62
- (3) 家庭や地域の教育力の向上 62

基本目標4 要支援児童へのきめ細やかな取組の推進

- (1) 児童虐待防止対策の強化 63
- (2) ひとり親家庭等の自立支援 64
- (3) 障がい児等支援の充実 65
- (4) 貧困等困難を抱える子どもたちへの支援 66

基本目標5 子育てを地域全体で支えるまちづくり

- (1) 地域における子育て支援の充実 67
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進 67
- (3) 安心・安全なまちづくり 68
- (4) 安心して利用できる遊び場の整備 69
- (5) 地域交流事業の推進 69

新・放課後子ども総合プラン新庄市行動計画 70

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制 74
- 2 進捗状況の管理 74
- 3 子ども・子育て会議 74

資料集 75

第1部 総論【第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画抜粋】

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は今なお進行しており、平成29年の合計特殊出生率は1.43となっています。背景として、核家族化の進行と子育てに関する不安や仕事と子育てとの両立に対する負担感、生活基盤の不安定さ等が挙げられます。また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、地域とのつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」※1を制定し、「子ども・子育て支援新制度」※2が平成27年度から施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭での養育支援など総合的に推進していくことが掲げられています。

新庄市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に「新庄市次世代育成支援行動計画（市町村行動計画）」を一部継承した「新庄市子ども・子育て支援事業計画」※3（以下、「前回計画」という。）を策定し、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、総合的な施策の推進に向けての取り組みを実行してきました。しかし、本市においても少子化の進行は顕著であり、多様な保育サービスの充実、子どもや子育て家庭を取り巻く状況の変化に対応し、抱えている課題等に寄り添う支援が求められています。

「第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）は、近年の社会動向や本市の子どもを取り巻く現状、前回計画の進捗状況を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

【用語の解説】

- ※1 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律。「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部を改正する法律」「関係法律の整備等に関する法律」
- ※2 子ども・子育て関連3法に基づいた、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とした制度。
- ※3 「子ども・子育て支援法」において、地域の実情にあった「市町村子ども・子育て支援事業計画」を立てることとしている。

2 計画の位置づけ

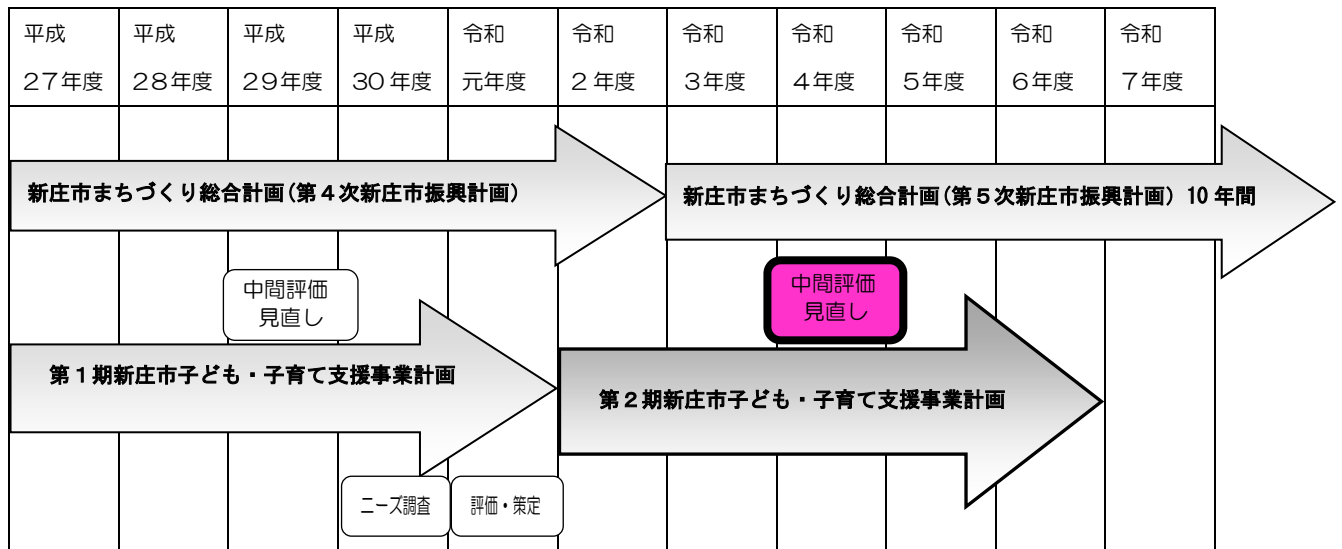
この計画は、「子ども・子育て支援法」※4第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」とします。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」※5に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案し、子どもの貧困対策を推進する施策を含めるものとします。

なお、本計画は、すべての子育て世帯を対象として、前回計画のこれまでの取り組みの継続性を保ち、「新庄市まちづくり総合計画（第4次新庄市振興計画）」を基本に据え、関連する個別計画との整合を図りながら、新庄市の地域ニーズに合った子育て支援施策の方向性と目標を定め策定します。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とし、社会情勢の変化や本市の実情、保育ニーズの変化等に合わせて、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定める合議制の機関として、学識経験者や関係団体の代表者、保護者代表等で組織する「新庄市子ども・子育て会議」において協議を行いました。

また、本計画策定に関するニーズ調査を実施して子育て世帯のニーズの把握を行うとともに、市民に本計画の案を公表し広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

【用語の解説】

※4 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とする法律。

※5 親から子への貧困の連鎖が起きないように、子どもの貧困対策を総合的に進めることを目的とする法律。

平成25年6月制定、平成26年1月施行。

【新庄子ども・子育て支援事業計画(46～56ページ)】

◇第2章 教育・保育の量(利用者数)^{※6}の見込みと提供体制の確保等

I 教育・保育の量(利用者数)の見込み

①これまでの利用実績(各年4月1日現在)

単位:人(%) 資料:子育て推進課調べ

項目 調査年	就学前 児童数(全体)	幼稚園 児童数(割合)	3-5歳保育施設 児童数(割合)	0-2歳保育施設 児童数(割合)	在宅子育て 児童数(割合)
H28	1,612(100.0)	289(18.0)	476(29.5)	339(21.0)	508(31.5)
H29	1,579(100.0)	223(14.1)	519(32.9)	348(22.0)	489(31.0)
H30	1,510(100.0)	215(14.2)	570(37.7)	330(21.9)	395(26.2)
H31	1,456(100.0)	180(12.4)	554(38.0)	351(24.1)	371(25.5)

近年の利用実績をみると、幼稚園・保育所等を利用する割合は、就学前児童数全体の約75%で、今後もこの傾向で推移するものと考えられます。また、幼稚園児童数は減少傾向にあり、保育施設児童数が増加傾向にあります。特に0-2歳の保育施設の需要については、今後さらに増加するものと考えられます。

②ニーズ調査による利用意向割合

単位:人(%) ※H30実施のニーズ調査結果より

	ニーズ調査 標本数(全体)	幼稚園 希望数(割合)	3-5歳保育施設 希望数(割合)	0-2歳保育施設 希望数(割合)	在宅子育て 希望数(割合)
利用意向	509(100.0)	43(8.5)	190(37.3)	214(42.0)	62(12.2)

利用意向の算出にあたっては、ニーズ調査結果を基に、国が示す算出方法で積算したものであり、利用実績とは乖離があります。教育・保育施設等の利用希望総数の約87%の方が保育施設等希望しており、特に0-2歳保育施設を希望する割合が多くなっています。

○これまでの利用実績、ニーズ調査による利用意向割合及び今後の就学前児童人口推計から、教育・保育の量(利用者数)の見込みを次のとおり設定します。

単位:人

項目 年	就学前児童数 (推計人口)	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
R2(実績)	1,351	152	556	357
R3(実績)	1,260	135	493	381
R4(計画)	1,227	132	481	388
R5(計画)	1,226	100	525	343
R6(計画)	1,215	100	526	342

【1号認定子ども】満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども

【2号認定子ども】満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

【3号認定子ども】満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

【用語の解説】

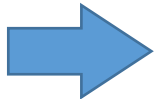
※6 国の手引きにおいて教育・保育の量とされている部分について、わかりやすい表現として利用者数と表記しています。

※見直しあり

2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期<子育て推進課>

○教育・保育提供区域は新庄市全域を1つの区域とし、先に設定した量(利用者数)の見込みに対応するよう、教育・保育の提供体制の確保の内容(利用可能定員数)及びその実施時期について、以下のように設定します。

※見直し後の数値は、令和2年・3年度は、各年度の実績値です。令和5年・6年度の「①量(利用者数)の見込み^{※7}」「②確保の内容(利用可能定員数)^{※8}」の見直しを行いました。

			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量(利用者数)の見込み			152	556	357	135	493	381	132	481	388
②確保の内容(利用可能定員数)	給付対象	教育・保育施設 (幼稚園、保育所等)	266	595	296	266	595	296	266	595	296
		地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	-	-	75	-	-	75	-	-	75
	給付対象	企業主導型保育施設	-	7	31	-	7	31	-	7	31
		認可外保育施設	-	-	15	-	-	15	-	-	15
②-①			114	46	60	131	109	36	134	121	29
			令和5年度			令和6年度					
			1号	2号	3号	1号	2号	3号			
①量(利用者数)の見込み			125	456	385	125	454	377			
②確保の内容(利用可能定員数)	給付対象	教育・保育施設 (幼稚園、保育所等)	266	595	296	266	595	296			
		地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	-	-	75	-	-	75			
	給付対象外	企業主導型保育施設	-	7	31	-	7	31			
		認可外保育施設	-	-	15	-	-	15			
②-①			141	146	32	141	148	40			

【用語の解説】

※7 国の手引きにおいて①量の見込みとされている部分について、わかりやすい表現として利用者数と表記しています。

※8 国の手引きにおいて②確保の内容とされている部分について、わかりやすい表現として利用可能定員数と表記しています。

<見直し後>

単位:人

			実績値						計画値		
			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量(利用者数)の見込み			152	556	357	135	493	381	132	481	388
②確保の内容(利用可能定員数)	給付対象	教育・保育施設 (幼稚園、保育所等)	185	539	271	137	523	276	266	595	296
		地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	-	-	62	-	-	65	-	-	75
	給付対象外	企業主導型保育施設	-	0	38	-	0	37	-	7	31
		認可外保育施設	-	-	17	-	-	16	-	-	15
②-①			33	△17	31	2	30	13	134	121	29
			計画値								
			令和5年度			令和6年度					
			1号	2号	3号	1号	2号	3号			
①量(利用者数)の見込み			100	525	343	100	526	342			
②確保の内容(利用可能定員数)	給付対象	教育・保育施設 (幼稚園、保育所等)	120	602	278	120	547	263			
		地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	-	-	75	-	-	75			
	給付対象外	企業主導型保育施設		7	31		7	31			
		認可外保育施設			15			15			
②-①			20	84	56	20	28	42			

<見直しする理由>

市内施設の子ども・子育て支援新制度への移行はほぼ完了しており、加えて、幼稚園の認定こども園への移行が計画よりも進んでいる。また、就学前児童数の減により、各施設で利用定員の見直しを実施したことを踏まえ、計画値の見直しを行う。

◎令和5年度、令和6年度の量（利用者数）の見込み及び確保（利用可能定員数）の内容について

単位：人

			計画値					
			令和5年度			令和6年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量（利用者数）の見込み			100	525	343	100	526	342
②確保の内容（利用可能定員数）	給付対象	教育・保育施設 （幼稚園、保育所等）	120	602	278	120	547	263
		地域型保育事業 （小規模保育、事業所内保育等）	-	-	75	-	-	75
	給付対象外	企業主導型保育施設		7	31		7	31
		認可外保育施設			15			15
	②-①			20	84	56	20	28

※減少理由
中部保育所の定員減

②確保の内容
＝
利用可能定員数

②「確保の内容
≧
量の見込み」
となるよう
定員調整

①量（利用者数）の見込みについて

- ・令和2～4年度までの「4月1日就学前児童数」実績値及び「4月1日施設入所児童数」に基づいて令和5～6年度の推計を行った。
- ・令和5～6年度の「就学前児童数」については、令和5年以降は前回の第2期子ども・子育て支援計画策定時のデータを基に作成している。
- ・1号については、2期計画時よりも、幼稚園の認定こども園への移行が進んだこと等により定員数が大幅に減少しており、令和4年度には全体の15.4%となっている。
- ・2号については、上記の理由から幼稚園1号からの減部分の3%を入れ込み、令和5年度・6年度は84%として試算している。
- ・3号部分については今後も利用率の上昇が見込まれる事から、令和4年度の55.9%から1%ずつ上昇させ、令和5年度で57%、令和6年度で58%を見込んでいる。

②確保の内容（利用可能定員数）について

- ・確保の内容は基本的には利用定員の人数としている。
- ・認可外保育所である「ピノキオ保育園」については、病院付属の保育施設であり、病院職員のみ利用であるため、確保の内容には含めていない。
- ・県立新庄病院の移転に合わせて開設予定の保育施設については、現時点で情報が無いため計画には含めていない。

◇第3章 地域子ども・子育て支援事業の量（利用者数）の見込みと提供体制の確保

※平成30年度に実施したニーズ調査等から得られた利用希望や国の手引きを踏まえつつ、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量（利用者数）の見込み」を算出しました。従来の取り組みの中で供給体制が一定確保できていることから、確保方策としての供給量は見込み量と同じ数値としています。

※＜参考：実績・今後の見込み＞は、令和2年・3年度は、各年度の実績値です。中間評価の結果を踏まえて、必要に応じ、令和5年・6年度の「見込み量・供給量（利用可能定員数）」の見直しを行い、第2期における計画値としました。

◎地域子ども子育て支援事業13事業について

	事業名	担当課	見直しの有無
1	利用者支援事業	健康課	なし
2	地域子育て支援事業	子育て推進課	なし
3	妊婦健康診査	健康課	なし
4	乳児家庭全戸訪問事業	健康課	なし
5	養育支援事業	健康課	見直し
6	子育て短期支援事業	子育て推進課	なし
7	ファミリーサポートセンター事業	子育て推進課	なし
8	一時預かり事業	子育て推進課	見直し
9	延長保育事業	子育て推進課	見直し
10	病児保育事業	子育て推進課	見直し
11	放課後児童健全育成事業	子育て推進課	なし
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子育て推進課	なし
13	多様な事業者の参入を促進する事業	子育て推進課	なし

※見直しなし

(1) 利用者支援事業<健康課>

事業概要	保健師等の専門性を活かし、妊娠期から子育て期にわたり母子保健や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
------	---

【第2期 計画値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量・供給量 ^{※9} (利用可能定数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

<参考:実績・今後の見込み>

内容	実績値		計画値	計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量・供給量 (利用可能定数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容 ^{※10} (利用数・利用見込数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0	0	0	0	0

<見直しは行わない>

実績値は計画通り遂行されているため、見直しは行わない。

【用語の解説】

※9 国の手引きにおいて見込み量・供給量とされている部分について、わかりやすい表現として利用可能定数と表記しています。

※10 国の手引きにおいて確保の内容とされている部分について、わかりやすい表現として利用数・利用見込数と表記しています。

※見直しなし

(2) 地域子育て支援事業<子育て推進課>

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報の提供その他の援助を行う事業。
------	---

【第2期 計画値】

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量・供給量 (利用可能定員数)	5,000人日	5,000人日	5,000人日	5,000人日	5,000人日

<参考:実績・今後の見込み>

内容	実績値		計画値	計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量・供給量 (利用可能定員数)	5,000人日	5,000人日	5,000人日	5,000人日	5,000人日
②確保の内容 (利用数・利用見込数)	2,129人日	3,186人日	5,000人日	5,000人日	5,000人日
②-①	△2,871人日	△1,814人日	0	0	0

<見直しは行わない>

新型コロナウイルス感染症で利用が落ち込んだ部分が回復することを見込み、見込み量(利用可能定員数)については据え置きとする。

※見直しなし

(3) 妊婦健康診査<健康課>

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業。
------	--------------------------------------

【第2期 計画値】

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量・供給量 (利用可能定員数)	324人	312人	300人	290人	280人

<参考:実績・今後の見込み>

内容	実績値		計画値	計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量・供給量 (利用可能定員数)	324人	312人	300人	290人	280人
②確保の内容 (利用数・利用見込数)	299人	285人	300人	290人	280人
②-①	△25人	△27人	0	0	0

<見直しは行わない>

過去3年の実績値として、毎年10名前後の減で推移しているため、計画通り実施する。

※見直しなし

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) <健康課>

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
------	--

【第2期 計画値】

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量・供給量 (利用可能定員数)	212人	206人	202人	197人	192人

<参考:実績・今後の見込み>

内容	実績値		計画値	計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量・供給量 (利用可能定員数)	212人	206人	202人	197人	192人
②確保の内容 (利用数・利用見込数)	190人	185人	202人	197人	192人
②-①	△22人	△21人	0	0	0

<見直しは行わない>

過去3年の実績値として、毎年5名程度の減で推移しているため、計画通り実施する。

※見直しあり

(5) 養育支援事業<健康課>

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭における適切な養育を支援する事業。
------	---

【第2期 計画値】

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量・供給量 (利用可能定員数)	50人	50人	50人	※ 70人 50人	※ 70人 50人



<見直し内容>

内容	実績値		計画値	計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量・供給量 (利用可能定員数)	50人	50人	50人	70人	70人
②確保の内容 (利用数・利用見込数)	76人	64人	50人	70人	70人
②-①	26人	14人	0	0	0

<見直しする理由>

養育支援が必要な人は増加しており、多数の問題を抱え、複雑化したケースが増えてきている。今後「こども家庭センター」（令和6年度～市町村努力義務）設置を見据え、児童福祉部門との連携体制の整備や、人材の確保に努め、支援体制を強化していく。

※見直しなし

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)＜子育て推進課＞

事業概要	保護者の疾病等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を、施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
------	--

【第2期 計画値】

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量・供給量 (利用可能定員数)	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日

＜参考：実績・今後の見込み＞

内容	実績値		計画値	計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量・供給量 (利用可能定員数)	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日
②確保の内容 (利用数・利用見込数)	28人日	60人日	80人日	80人日	80人日
②-①	△52	△20	0	0	0

＜見直しは行わない＞

令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の影響により、障がい児短期入所について中止した施設があり減少している。

子育て短期支援事業については、現行の事業により対応できており、突発的な事情で利用するケースがあることから、一定数の確保は必要であるため計画値の見直しは行わない。

※見直しなし

(7)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)＜子育て推進課＞

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。
------	---

【第2期 計画値】

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量・供給量 (利用可能定員数)	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日

<参考:実績・今後の見込み>

内容	実績値		計画値	計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量・供給量 (利用可能定員数)	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日
②確保の内容 (利用数・利用見込数)	211人日	225人日	200人日	200人日	200人日
②-①	11	25	0	0	0

<見直しは行わない>

会員登録を行うことや会員同士の交流等、子育ての安心感確保と子育て支援が強化されており、計画通り遂行されていることから、見直しは行わない。

※見直しあり

(8) 一時預かり事業<子育て推進課>

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して、主として昼間に幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
------	--

【第2期 計画値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量・供給量 (利用可能定員数)	10,500 人日	10,500 人日	10,500 人日	※2,200 人日 +0,500 人日	※2,500 人日 +0,500 人日
幼稚園の一時預かり	10,000 人日	10,000 人日	10,000 人日	※2,000 人日 +0,000 人日	※2,000 人日 +0,000 人日
保育所の一時保育	500 人日	500 人日	500 人日	※200 人日 500 人日	※500 人日 500 人日

<見直し内容>

	実績値		計画値	計画値	
幼稚園の一時預かり	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量・供給量 (利用可能定員数)	10,000 人日	10,000 人日	10,000 人日	2,000 人日	2,000 人日
②確保の内容 (利用数・利用見込数)	5,352 人日	2,656 人日	10,000 人日	2,000 人日	2,000 人日
②-①	△4,648 人日	△7,344 人日	0	0	0
	実績値		計画値	計画値	
保育所の一時保育	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量・供給量 (利用可能定員数)	500 人日	500 人日	500 人日	200 人日	500 人日
②確保の内容 (利用数・利用見込数)	105 人日	143 人日	500 人日	0 人日	500 人日
②-①	△395 人日	△357 人日	0	0	0

<見直しする理由> 幼稚園の一時保育が施設の認定こども園化や一部廃園により減少したため、見込み量について縮小する。保育所の一時保育は令和4年度は提供施設無し。令和6年度は中部保育所で実施予定。幼稚園、保育所共に実績値に合わせた見込み量の縮小化する。

※見直しあり

(9) 延長保育事業<子育て推進課>

事業概要	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間に、保育所等において保育を実施する事業。
------	---

【第2期 計画値】

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量・供給量 (利用可能定員数)	80人	80人	80人	※ 60人 80人	※ 60人 80人



<見直し内容>

内容	実績値		計画値	計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量・供給量 (利用可能定員数)	80人	80人	80人	60人	60人
②確保の内容 (利用数・利用見込数)	22人	13人	80人	60人	60人
②-①	△58人	△67人	0	0	0

<見直しする理由>

実績値にあわせて見込み量・供給量を縮小化する。

※見直しあり

(10) 病児保育事業(病児・病後児事業)＜子育て推進課＞

事業概要	病児について、保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業。
------	---

【第2期 計画値】

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量・供給量 (利用可能定員数)	200 人日	200 人日	200 人日	※100人日 200人日	※100人日 200人日



＜見直し内容＞

内容	実績値		計画値	計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量・供給量 (利用可能定員数)	200 人日	200 人日	200 人日	100 人日	100 人日
②確保の内容 (利用数・利用見込数)	38 人日	82 人日	200 人日	100 人日	100 人日
②-①	△162 人日	△118 人日	0	0	0

＜見直しする理由＞

実績値にあわせて見込み量・供給量を縮小化する。

※見直しなし

(11) 放課後児童健全育成事業<子育て推進課>

事業概要	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や週末等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業。
------	---

【第2期 計画値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数	9 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所
見込み量・供給量1年	135 人	150 人	125 人	140 人	120 人
見込み量・供給量2年	130 人	135 人	150 人	125 人	140 人
見込み量・供給量3年	95 人	100 人	115 人	125 人	105 人
見込み量・供給量4年	40 人	50 人	55 人	60 人	70 人
見込み量・供給量5年	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
見込み量・供給量6年	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
	現在の供給量では、今後の需要ニーズに対し不足が見込まれるため、新規の施設整備や学校の空き教室等を活用した事業場所の拡大が必要である。				

<参考：実績・今後の見込み>

	実績値		計画値	計画値	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
①見込み量・供給量1年	135人	150人	125人	140人	120人
②確保の内容	118人	131人	125人	140人	120人
①見込み量・供給量2年	130人	135人	150人	125人	140人
②確保の内容	118人	102人	150人	125人	140人
①見込み量・供給量3年	95人	100人	115人	125人	105人
②確保の内容	95人	98人	115人	125人	105人
①見込み量・供給量4年	40人	50人	55人	60人	70人
②確保の内容	50人	52人	55人	60人	70人
①見込み量・供給量5年	15人	15人	15人	15人	15人
②確保の内容	13人	24人	15人	15人	15人
①見込み量・供給量6年	10人	10人	10人	10人	10人
②確保の内容	8人	7人	10人	10人	10人
	△23	△46	0	0	0

<見直しは行わない>

公立、民間施設共に定員変更無しのため、令和5・6年度は令和4年度据え置きとする。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業<子育て推進課>

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
------	---

【現在の状況】

	実施実績なし
課題・今後の方向性	国や県の動向を踏まえながら実施を検討します。

【今後の見込み量・供給量（第2期計画）】

見込み量・供給量 （今後の計画）	国や県の動向を踏まえながら実施を検討します。
---------------------	------------------------

※令和2・3年度の実績はありません。

(13) 多様な事業者の参入を促進する事業<子育て推進課>

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。
------	--

【現在の状況】

	実施実績なし
課題・今後の方向性	本市の状況を踏まえて、事業の実施を検討していきます。

【今後の見込み量・供給量（第2期計画）】

見込み量・供給量 （今後の計画）	本市の状況を踏まえて、事業の実施を検討していきます。
---------------------	----------------------------

※令和2・3年度の実績はありません。

第5章 計画の推進

【第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画抜粋】

1 計画の推進体制

本計画に基づく事業を着実に推進するためには、多くの市民の理解・協力が重要であることから、子育て家庭や関係機関など広く市民への周知に努めます。

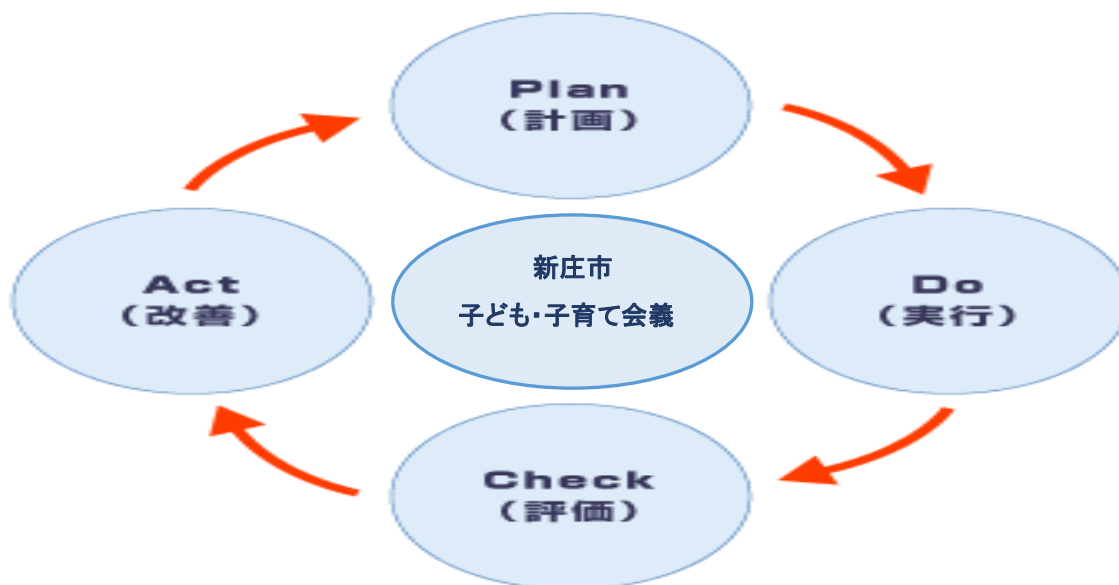
また、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、地域と連携して、様々な方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

さらに、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるとともに、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

本計画の進行管理については、PDCAサイクルにより実施します。本事業計画に基づく施策の進捗状況を把握したうえで、施策の成果についての点検・評価を行い、改善すべき課題があった場合は、計画期間中であっても、計画の見直しを行います。

【PDCAサイクル図】



3 子ども・子育て会議

本計画の推進・進行管理にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく条例により設置された「新庄市子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めます。委員は、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。

事業計画(中間改訂版)の策定経過

期 日	会 議 等	内 容
令和4年5月18日	新庄市子ども・子育て会議 ・第1回会議	・委嘱状の交付(異動等) ・教育・保育施設の新制度 への移行状況について ・事業計画の中間評価について ・事業計画の見直しについて ・令和4年度スケジュールについて
令和4年5月～		・評価、見直しに向けた準備調査
令和4年7月26日	新庄市子ども・子育て会議 ・第2回会議	・事業計画の中間評価案の検討に ついて
令和4年10月24日	新庄市子ども・子育て会議 ・第3回会議	・事業計画の中間評価の確認に ついて ・事業計画の見直し案の検討に ついて
令和4年11月	庁内会議 ・政策調整会議(11/21)	・事業計画の見直し案の報告
令和4年12月	産業厚生委員協議会	・事業計画の見直し案(パブリック コメント公表案)の説明
令和5年1月13日～ 令和5年2月10日		・パブリックコメントの実施
令和5年2月28日	新庄市子ども・子育て会議 ・第4回会議	・事業計画の見直しの確認
令和5年3月		・事業計画(中間改訂版)の策定

○新庄市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月
条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、新庄市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するほか、市長が必要と認める事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第 4 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育又は保育に関係する団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 公募の市民(子どもの保護者)
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、子育て推進課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

新庄市子ども・子育て会議 委員名簿

令和5年3月1日現在

分野	所属・役職名等	氏名	備考
(1)学識経験者	新庄市民生委員児童委員協議会連合会 会長	笹原 啓一	会長
	新庄市区長協議会 副会長	須貝 幸春	副会長
	(" 副会長)	(矢口 重一)	(" R4.3.31まで)
	升形小学校校長	五十嵐 登	
	(升形小学校校長)	(高橋 幹弥)	(" R4.3.31まで)
(2)教育・保育 関係者	(学)金沢学園 認定こども園 金沢幼稚園理事長	金澤 友治	
	(社福)パリス保育園園長	阿部 彰	
	小規模保育施設 ひまわり保育園園長	佐々木 裕美	
	(一社)にこにこ会代表理事	(成澤 美智子)	(R3.9.30まで)
	萩野放課後児童クラブ所長	井上 貴恵子	
	萩野児童センター館長	奥山 真奈美	
	(升形児童館館長)	(三原 久美子)	(R3.9.30まで)
	NPO法人オープンハウスこんぺいとう理事長	川又 真貴子	
	NPO法人くれよんはうす代表理事	齊藤 千恵子	(R4.12.31まで)
	中部保育所長	菅 律子	
	(中部保育所長)	(梁瀬 浩子)	(R4.3.31まで)
	新庄市地域子育て支援センター所長	木村 洋子	
	(新庄市地域子育て支援センター所長)	菅 律子	(R4.3.31まで)
(3)子育て支援関係者	保護者	芦原 久美	
	保護者	渡邊 千里	

()書きは前任者、委嘱・任命時の役職等。



第2期新庄子ども・子育て支援事業計画 中間改訂版（案）

令和5年 月

発行 山形県新庄市
編集 子育て推進課

〒996-8501
新庄市沖の町10番37号
電話 (0233) 29-5811
FAX (0233) 23-2469